

I Cカード特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当組合が発行するカード（キャッシュカード、ローンカード）のうち、I Cチップが付加されたカード（以下「I Cカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、大信キャッシュカード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当組合の該当するカード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は、当組合の該当するカード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当組合の該当するカード規定の定義によるものとします。

2. (I Cカードの利用)

I Cカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合所定のI Cカードが利用できる預金機を使用して預金に預入れをする場合
- (2) 当組合所定のI Cカードが利用できる支払機を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当組合所定のI Cカードが利用できる振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当組合所定の取引をする場合

3. (I Cカードの有効期限)

- (1) I Cカードの有効期限は、I Cカード上に表示された年月の末日までとします。
- (2) I Cカードの有効期限経過後は、I Cカードの利用はできません。
- (3) I Cカードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しいI Cカードを事前に送付します。有効期限が到来したI Cカードは本人の責任においてI Cチップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

4. (I Cカードの発行時における手数料の取扱い)

磨耗、毀損、損失などにより、I Cカードを再発行する際には、当組合所定の手数料をいただきます。

5. (I Cカード以外のカードへの変更)

I Cカードの利用をやめ、I Cカード以外の磁気カードに変更するこ

とはできません。

6. 規定の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(令和2年4月1日 改正)